

厚生労働省佐賀労働局発表
平成30年1月30日(火)

【照会先】
佐賀労働局労働基準部(監督課)
課長 小路 規与
監察監督官 宅島 俊博
電話 0952-32-7169
佐賀労働局労働基準部(健康安全課)
課長 平川 稔
主任安全専門官 井本 浩人
電話 0952-32-7176

平成29年12月の建設工事現場に対する一斉監督指導の結果

～約5割の現場に労働安全衛生法違反～

佐賀労働局(局長：松森 靖)は、労働災害の発生件数が全産業のうちに占める割合が依然として高い建設業において、更なる労働災害防止対策を推進するため、年末年始から年度末にかけて労働災害発生件数の増加が懸念される建設現場に対して、昨年12月に、佐賀県内の全労働基準監督署(佐賀、唐津、武雄、伊万里)で一斉に建設工事現場に対する監督指導を実施しました。

その結果をとりまとめましたので公表します。

〈一斉監督指導の結果〉

- ① 佐賀県内の全労働基準監督署(佐賀、唐津、武雄、伊万里)で一斉に84箇所の建設工事現場に対して監督指導を実施
- ② 監督指導を実施した建設工事現場(84現場)のうち39現場(46.4%)で、労働安全衛生法違反が認められた。
- ③ 上記②の39現場については、再度の監督指導の実施又は事業主からの是正報告により、法違反を是正させた。

〈平成29年の労働災害の発生状況〉

- ① 全産業における労働災害は平成29年12月末現在の速報値で1,035件、うち建設業における労働災害は153件であり、前年同期と比べて+13件(前年同期比+9.3%)と増加している。また、全産業の労働災害に占める割合は14.8%と依然として高い。
- ② 全産業における死亡災害は平成29年12月末現在の速報値で8件、うち建設業における死亡災害は4件(交通災害2件、墜落・転落災害1件、倒壊・崩壊災害1件)であり、前年同期と比べて2件と減少しているものの、全産業の死亡災害に占める割合は50%とその半数を占め、依然として高い。

- (添付資料) ① 12月の建設業に対する一斉監督指導の結果等
② 佐賀県内における労働災害発生状況の推移(平成15年～平成29年)
③ ストップ・ザ・建設業労働災害

〈12月の建設業に対する一斉監督指導の結果等〉

- 1 佐賀労働局管内における労働災害防止に係る対策の一環として、労働災害の増加が懸念される年末の12月に、佐賀県内の84の建設工事現場に対して、全労働基準監督署（佐賀、唐津、武雄、伊万里）一斉の監督指導を実施した。
- 2 監督指導を実施した建設工事現場のうち39現場（46.4%）で、労働安全衛生法違反が認められた。
 - ① 監督指導した84現場の内訳は、

○ 国、県又は市町村が発注者である工事現場（公共工事）	……42現場
○ 民間が発注者である工事現場（民間工事）	……………41現場
○ 公団が発注者である工事現場（公団工事）	……………1現場

 となっている。
 - ② 労働安全衛生法違反が認められた39現場の内訳は、

○ 公共工事	……………15現場（違反率35.7%）
○ 民間工事	……………23現場（違反率56.1%）
○ 公団工事	……………1現場（違反率100%）

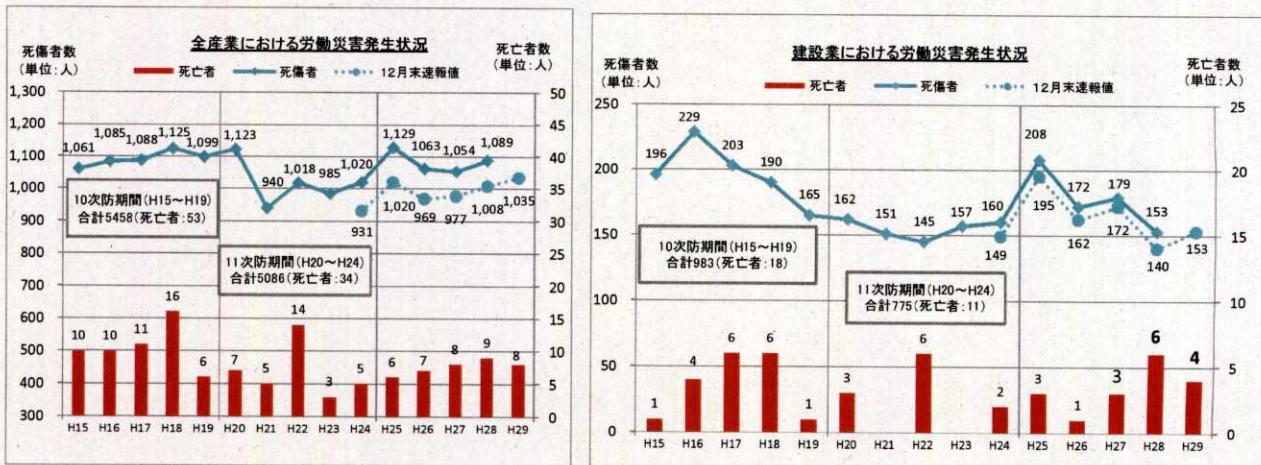
 となっている。
 - ③ 84現場のうち、足場・作業床に係る墜落防止措置に問題が認められたものが26現場（元請業者26件及び下請業者19件に違反。）と、最も多くなっている。
 - ④ 労働安全衛生法違反が認められた39現場のうち、労働災害の危険性が高いため、作業停止、変更措置等を命令した建設工事現場は7現場であった。
- 3 上記2の39現場については、再度の監督指導の実施又は事業主からの是正報告により、法違反の是正を確認した。
- 4 上記1の監督指導に加え、12月中に、労働局及び各労働基準監督署は、発注機関、労働災害防止団体等（農林水産省九州農政局、建設業労働災害防止協会、佐賀県建設労働組合連合会等）と合同で、安全パトロールを11回（56現場）実施した。
- 5 今後においても引き続き、建設現場に対する監督指導を実施するほか、発注機関、労働災害防止団体等と合同で安全パトロールを実施するなど、労働災害の減少に向けた各種取組を進めていくこととしている。

〈建設業に対する労働災害防止のための取組〉

- 1 佐賀労働局建設工事関係者連絡会議において、公共工事発注機関に対し、実効ある安全対策を講ずるよう要請を実施（平成29年9月6日（労働基準部長要請））
- 2 各署別に監督指導・個別指導を実施（平成29年4月～平成29年12月）
- 3 労働災害防止団体との安全パトロールの実施（年間）
- 4 年間安全衛生計画の策定支援による計画的な安全衛生管理の促進指導

添付資料②

佐賀県内における労働災害発生状況（速報値）の推移（平成29年12月末現在）



佐賀県内における建設業の死亡労働災害の概要

【平成29年】

平成29年12月末現在

番号	業種	管轄署	発生日 時刻	被災者 年齢	事故の型	起因物	発生状況
1	建設業	佐賀署	H29.2.24 9時00分頃	男 40歳代	倒壊・崩壊 その他の仮設物、建築物、構造物		門型の鋼製構造物(以下「構造物」という。)の解体作業において、構造物の支柱下部を溶断し、構造物をドラグ・ショベルのパケットで奥側に押し倒そうとしたが倒れなかつたためパケットを別の位置に動かしていたところ、この構造物が手前側に倒れて運転席との間に挟まれた。
2	建設業	唐津署	H29.3.24 15時50分頃	男 40歳代	交通事故 (道路)	トラック	施工管理を担当していた個人住宅の現場管理写真を撮影し事業場へ帰社する途中、西九州自動車道下り線において、大型トラックに追突された。
3	建設業	佐賀署	H29.10.5 16時25分頃	男 40歳代	交通事故 (道路)	トラック	高所作業車を使用して道路街路樹の剪定作業中、車道を走行してきた10ントラックの荷台が、車道に出ていた高所作業車のブームに接触し、その衝撃で高所作業車の作業床に搭乗していた労働者2名のうち1名が道路上に墜落した。
4	建設業	武雄署	H29.10.20 9時20分頃	男 60歳代	墜落・転落 環境等又ははしご等		個人住宅の樹木の剪定作業を行っていた労働者が、倒れた直後に同僚に発見された。樹木脇にあった庭石又は三脚脚立から墜落したものと推定される。

※表中の業種、業務上外等については、未確定のものも記載している。

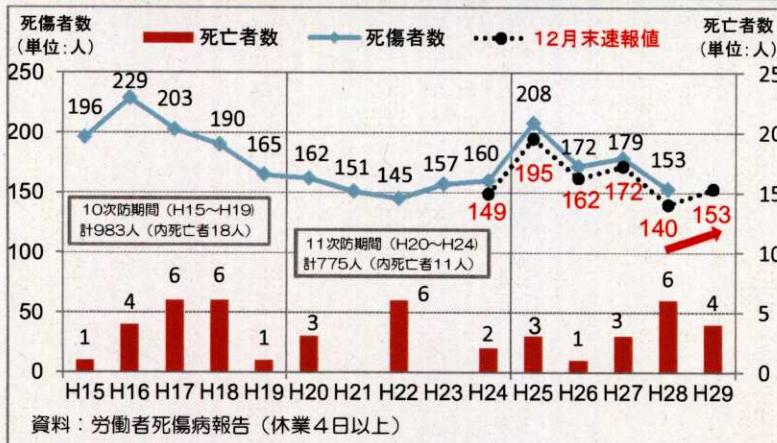
【平成28年】

番号	業種	管轄署	発生日 時刻	被災者 年齢	事故の型	起因物	発生状況
1	建設業	唐津署	H28.1.29 9時00分頃	男 20歳代	墜落・転落 仮設物・建築物・構築物等		屋根葺き替え工事において、瓦撤去後に屋根をシートで覆ったが、降雨で工事箇所から雨漏りがするため、小雨の中でもう一枚シートを上に掛け固定する作業中に、軒先(高さ約5m)から地上に墜落した。
2	建設業	佐賀署	H28.3.18 16時50分頃	男 50歳代	墜落・転落 締固め用機械		河川局部改築工事において、堤防上で搭乗式振動ローラーを移動中に堤防斜面を振動ローラーと共に3.2m下の仮設通路上に転落した。
3	建設業	武雄署	H28.5.24 10時50分頃	男 60歳代	墜落・転落 屋根		瓦の補修工事において、屋根に上り瓦の状況を確認していたところ、瓦屋根から、下方のプラスチック製の高さ2.36mの庇へ落ちて、庇を突き破り墜落した。
4	建設業	佐賀署	H28.5.31 8時00分頃	男 60歳代	墜落・転落 はしご等		資材倉庫において、高さ約4mの梁にはしごをかけ、昇って作業をしようとしていたところ、はしごが外れ墜落した。
5	建設業	唐津署	H28.12.9 5時30分頃	男 20歳代	交通事故 (道路)	トラック	事業場からライトバン(貨物車)にて工事現場に向かうため県道を走行中に、信号機の無い交差点において、右折車のため並んでいた車列を追い抜こうとしたところ、右折車と接触して水路に転落し助手席同乗者が被災した。
6	建設業	武雄署	H28.12.15 15時30分頃	男 30歳代	墜落・転落 締固め用機械		林道開設工事において、乗用式振動ローラーを移動中に、同ローラーとともに谷側の路肩から法長約36m下に転落した。

ストップ・ザ・建設業労働災害

1 佐賀県における建設業の労働災害発生状況(平成15年～平成29年)

添付資料③



- 県内における建設業の労働災害発生の推移をみると、平成23年から3年連続で増加した後、平成26年一旦減少したものの、平成27年は増加し、平成28年は再び減少。
- 平成29年速報値(平成29年12月末現在)で、建設業における休業4日以上の死傷者数は153人で、前年同期と比べると13人(9.3%)増加。
- 平成29年速報値(平成29年12月末現在)で、建設業における死亡災害は4人(2件が交通事故で、墜落・転落及び倒壊・崩壊が各1件)。前年同期と比べると2人減少。

全社的な安全衛生管理の徹底（特にリスクアセスメントの実施）！

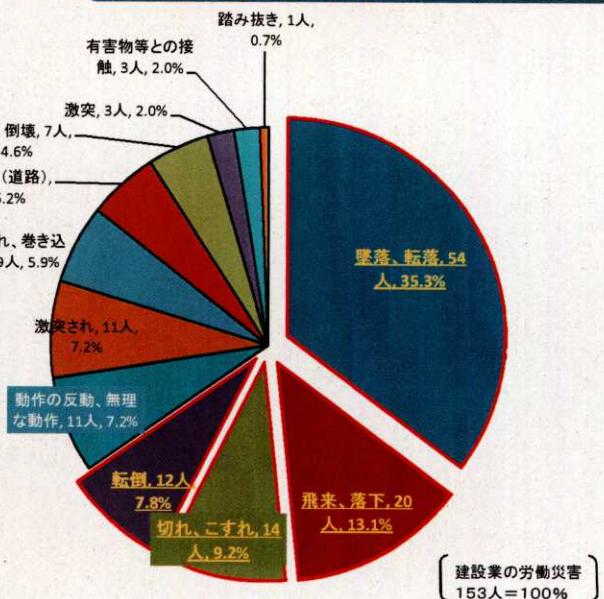
2 建設業の事故の型別労働災害発生状況 平成29年速報値（平成29年12月末現在）

平成29年の建設業の労働災害(153人)を発生件数の多い事故の型でみると、

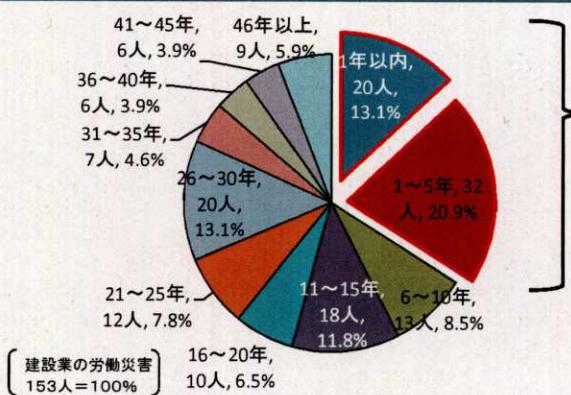
- ①墜落、転落(35%)
- ②飛来、落下(13%)
- ③切れ、こすれ(9%)
- ④転倒(8%)



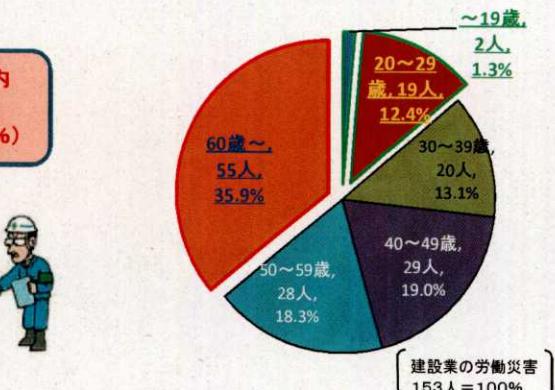
となっており、これら4つの災害で全体の65%を占めている。



3 建設業の経験年数別労働災害発生状況 平成29年速報値（平成29年12月末現在）



4 建設業の年齢別労働災害発生状況 平成29年速報値（平成29年12月末現在）



○平成29年の建設業における経験年数別災害発生状況は、5年以内が52人(34.0%)と最も多い。(5年以内52人のうち、1年以内が20人(38.5%)を占める。)



- ・雇入れ時教育
- ・新規入場者教育
- ・職長教育
- ・送り出し教育などの徹底！

○平成29年の建設業における年齢別災害発生状況は、60歳以上が35.9%と最も多い。



- ・高年齢労働者に配慮した適正配置および、職場環境の改善！



厚生労働省 佐賀労働局 労働基準部

三大災害・急性中毒災害・交通労働災害防止のポイント

墜落・転落災害

《一般・共通事項》

- 現場責任者による巡視・点検の実施
- 開口部の養生、危険箇所の表示
- 防網の設置・取付設備を確保した上での安全帯使用の徹底
- ヘルメットは墜落時保護用、あご紐はしっかりと
- ダブルフック・ハーネス型安全帯の導入

《足場の安全の確保》

- 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用
- 足場・作業床に手すり及び中さん等の設置
- 作業開始前に、作業箇所の墜落防止設備及び落下防止設備を点検、異常があれば補修

《その他の墜落危険箇所》

- トラックの荷台昇降時の確実な足かけの徹底
- 梯子の上端60cm以上の突出、転位の防止



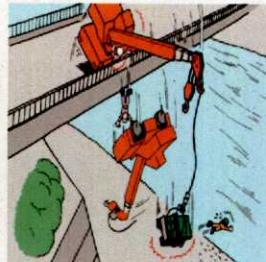
重機災害

《車両系建設機械》

- コーン表示等立入禁止区域の明確化
- 立入禁止区域に立ち入る際の運転停止の徹底
- 誘導者の配置（接触防止・転落等防止）
- 主たる用途以外の使用禁止
- 運転手のシートベルト着用
- 計画作成による安全作業の確保
- 現場責任者による巡視の実施

《移動式クレーン》

- 設置位置、能力、吊り荷の重量等を十分に検討した作業計画の作成
- 軟弱地盤の補強
- アウトリガー最大張出可能な設置場所の確保
- 過負荷とならない適正な作業半径の設定
- 適正な玉掛け具の選定等の実施
- 安全装置の有効利用
- 吊り荷の下を通らない安全通路の確保
- クレーン機能付き建機の建機モードでの荷吊り禁止



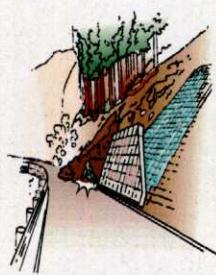
崩壊・倒壊災害

《土砂崩壊》

- 土質に応じた安定勾配の確保又は土止支保工の設置
- 作業の開始前、終了時、大雨時等の地山の点検の励行
- 作業主任者の直接指揮による作業の実施
- 作業手順に基づく安全作業の確保
- 現場責任者による巡視・点検の実施

《倒壊》

- 工作物等の形状、き裂の有無、周囲の状況等の調査及び作業計画の作成
- 作業手順の確立、控えの設置、立入禁止区域の設定
- 避難場所の確保
- 作業構台・足場の最大積載荷量の表示、周知徹底、遵守



急性中毒災害

《一酸化炭素中毒防止》

- 内燃機関を有する機械は屋外使用を原則とする
- トンネル工事や屋内で内燃機関を有する機械及び練炭コンロ等を使用する場合は
 - ・作業開始前、再開時及び作業中の継続的なCO濃度等の測定
 - ・作業中の継続的な換気の実施
 - ・作業責任者の選任及び作業手順書による作業の実施
 - ・有効な呼吸用保護具の使用

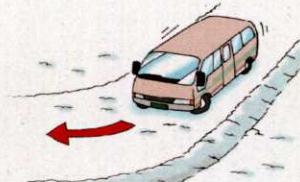
《有機溶剤中毒防止》

- 臨時・短時間の作業にあたっても全体換気装置等の設置により十分に換気すること
- 送気マスク・防毒マスクの着用
- 有害性の調査と関係労働者の教育



交通労働災害

- 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
- 交通ヒヤリマップの作成
- 後部座席を含めたシートベルトの着用徹底
- 運転者は疲労を考慮して作業を早めに切り上げる等作業の軽減
- 労働時間等の適正な管理による過労運転の防止



元請けとしての統括管理(現場巡視等)を徹底しましょう!!